

# 都内市区町村の「福祉・保健センター」の 指定管理者制度導入状況の特徴と今後の課題

伊藤久雄（NPO法人まちぼっと理事）

都内市区町村の指定管理者制度導入施設のうち、「福祉・保健センター」について一覧表の作成した（別紙、23区および市町村）。この一覧表にもとづき、その導入状況の特徴と今後の課題について考えたい。

## 1. 導入状況について

指定管理者制度の導入施設は、総務省調査では、レクリエーション・スポーツ施設、産業振興施設、基盤施設、文教施設、社会福祉施設に分類されるが、社会福祉施設は病院、診療所、特別養護老人ホーム、介護支援センター、福祉・保健センター、児童クラブ・学童児童館等、保育所、その他に分類されている。しかしその他とした回答が137施設、全体965施設の14%も占めている。その他の施設名をみてみると、福祉・保健センターとの区別があまりで違いが分かりにくい、ここではあくまで「福祉・保健センター」として回答された施設のみを対象とする。

別紙、「都内市区町村の「福祉・保健センター」の指定管理者制度」で明らかのように、都内市区町村の導入状況は、市区町村によって大きな違いがある。そこで、導入件数をみるために以下のように分類した（なお、施設数一件数は数え間違いがあると思われるが、傾向をみるためなのでご容赦願いたい）。

表1から、大別して次のようにいうことができる。

- ・ 23区と市町村を比較すると、明らかに23区の施設数が多い。
- ・ 23区では、世田谷区、新宿区、港区、練馬区、板橋区などが多いの対し、葛飾区が0件のほか、中央区、杉並区は1件、千代田区、文京区も2件にとどまる。
- ・ 市町村では町田市が最も多く、その他はすべて10件以下であり、1件のみは八王子市、立川市、三鷹市、府中市、東村山、福生市、多摩市、稲城市、利島村の8市1村は1件のみ、0件は調布市、昭島市、狛江市、東大和市、羽村市、西東京市の6市のほか、3町、6村にもなる。

なぜこのような大きな違いがあるのかが課題である。なぜなら、市区町村の「福祉・保健センター」の施設設置数は、この指定管理制度導入数ほどの大きな違いはなく、ほぼ平均的に設置されていると考えられるからである。

その前提の上で仮説をたてれば、社会福祉施設の運営は自治体直営はほとんどなく、業務委託か指定管理者制度のどちらかで行われていると考え、指定管理者制度導入の少ない市区町村は業務委託が多いと考えられる。そこで次に、業務委託か指定管理者制度かを考

えたいと思う。

表1 導入件数の状況

導入件数	23区	自治体数	市町村	自治体数
20件以上	世田谷区、新宿区、港区、練馬区、板橋区	5	—	0
10件～19件	江東区、大田区、中野区、墨田区	4	町田市、	1
10件未満	江戸川区、台東区、品川区、目黒区、豊島区、北区、台東区、荒川区、足立区、千代田区、文京区、杉並区、中央区、	13	東久留米市、国分寺市、武蔵野市、瑞穂町、青梅市、武蔵村山市、日野市、国立市、あきる野市、小金井市、小平市、清瀬市、奥多摩町、八王子市、立川市、三鷹市、府中市、東村山、福生市、多摩市、稲城市、利島村	22
0件	葛飾区	1	調布市、昭島市、狛江市、東大和市、羽村市、西東京市、日出町、大島町、三宅村、新島村、神津島村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村	15

## 2. 業務委託か指定管理者制度か

福祉・保健センターの運営が業務委託か指定管理者制度か、どちらに重きを置いているかを考えるために、23区は、港区・いきいきプラザ、新宿区・地域交流館と練馬区、文京区、葛飾区の同種施設の運営を比較する。

多摩地域は町田市、武蔵野市のディサービスセンターと調布市、西東京市の同種施設とを比較する。

### ■ 港区：いきいきプラザ

※港区いきいきプラザは、敬老室・お風呂、高齢者向け事業（各種教室・健康トレーニング・会食サービスなど）、集会施設などの設備がある。

※区内の6地区に15地域の施設があるが、単独館が多いと思われる。指定管理者は地区ごとに選定されている。

### ■ 新宿区：地域交流館

※高齢者の集会や娯楽のほか、文化活動・健康の増進に向けた活動の場として活用される

## 施設

※地域交流館は、区内の15か所にある。

早稲田南町地域交流館－早稲田南町保育園・早稲田南町児童館との併設施で4階建ての2階部分

西早稲田地域交流館－30階建てアス西早稲田（民間マンション）の1階部分

新宿地域交流館－富久ソラのこども園ちいさなうちゅう分園との併設。2階建て2階部分

山吹町地域交流館－2階建て単独館

上落合地域交流館－上落合児童館と併設。10階建て高山ビル（2階部分

北新宿地域交流館－柏木特別出張所・柏木地域センターなどとの併設。3階建て3階部分（その他の交流館は略）

※交流館施設は単独館、区の複合施設、民間ビルと多様である。指定管理者は交流館ごとに選定されている。

### □ 練馬区：敬老館

※音楽会やお祭り、運動、健康、趣味教養などの各種事業を行う施設。区内に13の敬老館と敬老室1室がある。

※敬老館は複合施設もしくは単独館。敬老室は厚生文化会館の1室。

※運営は複数の社協などの社会福祉法人や生協などに委託されている（複数の老人館を運営している法人もある）。

### □ 文京区：保健サービスセンター・健康センター

※文京シビックセンター3階にあり、健康づくり・生活習慣病予防などのために、自主トレーニング・レッスン、健康づくり運動教室が実施されている。

※管理業務および健康づくり事業業務は委託事業者に業務委託されている（プロポーザル選定）

### □ 葛飾区：シニア活動センター

※シニアIT・活動情報サロン、喫茶コーナー、ワークスかつしか（無料職業紹介所）、大広間、男女浴室、図書コーナー、レクリエーションホール、団体活動室などがある施設である。

※運営は、シニアIT・活動情報サロンはNPO法人葛飾アクティプロCOMに、ワークスかつしか（無料職業紹介所）は葛飾区社会福祉協議会に業務委託されている。その他の事業はわからないが直営もしくは委託で運営されていると思われる。

### ■ 町田市：ディサービスセンター

※指定管理者が運営するディサービスセンターは、市内の9施設ある。

※指定管理者は、社会福祉法人2、NPO法人6（現在はNPO法人4、株式会社2）、医療法人社団1. となっている。

※施設は、小学校に併設 2、アパートの 1 室 1、都営アパートの 1 階 1、単独 1、病院施設の 1 階 1、不明 3、という状況である。

■ 武蔵野市高齢者総合センターディサービスセンター

※指定管理者は（公社）武蔵野市福祉公社である（ほかに食事サービス事業や緊急通所介護事業、シニア支え合いポイント制度の協力施設として事業を受託）

※高齢者総合センターには、事業ごとに次の 4 つのセンター機能がある。高齢者総合センターも指定管理者は（公社）武蔵野市福祉公社である。

ほかに社会活動センターディサービスセンター、在宅介護・地域包括支援センター、住宅改修・福祉用具相談支援センター

※武蔵野市高齢者総合センターが入るビルには（公社）武蔵野市福祉公社も入居。したがって、当ビルの維持管理は公社が行っていると思われる。

■ 武蔵野市ケアハウスディサービスセンター（武蔵野市桜堤ケアハウスディサービス）

※指定管理者は社会福祉法人武蔵野である。

※建物は、高齢者福祉施設（ケアハウス、ディサービスセンター、在宅介護支援センター）と学生寮（長野県出身者の男子学生寮）との合築（武蔵野市と公益財団法人信陽舎とで建設）である。

□ 調布市国領高齢者在宅サービスセンター（ディサービス）

※（公財）調布ゆうあい福祉公社内が事業受託

※調布市国領高齢者在宅サービスセンターは、ゆうあい福祉公社内にある。

□ 調布市入間町地域密着型認知症ディサービスセンターぷちぼあん

※（公財）調布ゆうあい福祉公社内が事業受託

※建物は独立家屋（個人の土地建物を調布市に遺贈、ゆうあい福祉公社が市からを貸与を受けている）

□ 西東京市谷戸高齢者在宅サービスセンター

※介護保険認定で要支援・要介護 1 から 5 の認定を受けている方、または事業対象者になった方に通所介護サービスを提供

※社会福祉法人都心会が事業受託

※建物は単独館（公設民営）

□ 西東京市高齢者センターきらら

※事業内容、受託者、建物の態様は、谷戸高齢者在宅サービスセンターと同じ

以上要約すると次のようにいうことができる。

- ① 施設が入る建物は、単独館である場合、民間施設のフロア等にある場合、都営アパートの 1 室にある場合、市区町村の複合施設にある場合、民間事業者との複合施設の場合等に分けられる。
- ② しかし、指定管理者か事業委託かは、共通した基準のようなものではなく、市区町村ごと

の判断によって異なっている。

- ③ 表1に示した導入件数の状況において、指定管理者施設が0（ゼロ）の市区町村は、「福祉・保健センター」については、運営を外部に出す場合には業務委託によっていることになる。逆に、導入件数の多い自治体ほど指定管理者施設が多いと思われる、
- ④ いずれにしても、指定管理者制度導入の少ない市区町村は業務委託が多いと考えられる。ただし、「福祉・保健センター」に分類される施設が多様であるだけに、市区町村をピックアップしてヒアリングしないと正確な実態は把握できない。

### 3. 今後の課題

福祉・保健センターのうち「保健センター」は、現在はさまざまな名称がつけられているが、かつての敬老館、老人会館のような「主に高齢者に対するサービスを提供する施設」である。しかし「福祉」施設は、高齢者、障害者、母子、子どもなどに関わる多種多様な施設がある。また、特に介護保険に関わる施設のように、民間事業者が建設し、あるいは賃借して運営する施設も多い。

いずれにしても、公の施設の管理運営のあり方は、福祉・保健センターのみならずすべての施設に関わる課題である。管理運営の手法は、基本的には自治体直営、業務委託、指定管理者のいずれかになるが、集会施設やコミュニティセンター等の小規模、地域密着型の施設は近年、地元自治体などの地域団体の自主管理によるところも増えている（指定管理から地元管理へ戻るケースも含めて）。

業務委託か指定管理かという問題も、既述のように自治体の判断に委ねられているのが実態である。今後は、改めて公の施設の設置目的を踏まえた管理運営のあり方を、市民、施設利用者の参加のもとに考えていくことが必要である。この間の2回の総務省調査（通算6年間になるが）をみると、指定管理者制度導入直後のような「指定管理者制度導入ありき」の機運は変化しつつあると考えられる。本来は、指定管理者制度の改正（地方自治法の改正）まで踏み込む必要があると考えるが、まずは施設ごとに、あるべき管理運営手法を再検討することから始めることが必要である。